

裁 決 書

審査請求人

平成21年5月8日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第3項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

が、平成21年4月17日付けで審査請求人に対し行った生活保護申請却下処分は、これを取り消す。

事 実

(以下「処分庁」という。)は、平成21年4月17日、審査請求人(以下「請求人」という。)に対し、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第24条第1項の規定により、生活保護申請却下処分(以下「原処分」という。)を行った。

請求人は、原処分を不服として、平成21年5月8日、北海道知事に審査請求を行った。

請 求 の 要 旨

請求人は、原処分の取消しを求めて、次のとおり主張している。

保護の申請却下の理由に「世帯の収入(信者からのお供え金等)及び生活状況の把握が困難」とあるが、理由としてあまりにあいまいであり、把握のための調査は充分とはいえない。

裁 決 の 理 由

1 認定事実

本件に関しては次の事実が認められる。

[Redacted text block]

2 判断

(1) 法の規定等について

ア 生活保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その

最低限度の生活の維持のため活用することを要件として行われ（法第4条第1項）、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要（以下「最低生活費」という。）を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされる（法第8条第1項）。

イ 保護の実施機関は、保護の新規申請時における収入状況等の調査把握をより確実にするため、申請者に対し、収入状況について勤労収入、年金、仕送り、保険金等その収入の種類ごとに克明に記入した書面（以下「収入申告書」という。）や当該記入内容を証明するに足る資料の提出を求めることとされている。そして、保護の決定及び実施に当たっては、当該申請者の現在の需要を的確に把握したうえで、法第24条に基づき、保護の要否、種類、程度及び方法を決定しなければならないとされており、収入状況の調査につき当該申請者の協力が得られない場合、適切な保護の決定を行うことが困難となるから、このような場合には、当該申請者に対し、生活保護法の趣旨、内容等につき十分に説明を行うとともに、やむを得なければ、法第28条の規定による保護申請を却下することについて検討することとされている（生活保護の適正実施の推進について（昭和56年11月17日付け社保第123号厚生省社会局保護課長・監査指導課長通知）1の(1)及び(2)）。

ウ 生活保護申請時における助言指導については、要保護者に対し「保護の受給要件並びに保護を受ける権利と保護を受けることに伴って生ずる生活上の義務及び届出の義務等について十分説明の上適切な指導を行うこと」とされており（生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第11の1の(1)）、また、局長通知第11の1の(2)では、「要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用し得る資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行うものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして申請を却下すること」とされている。

(2) 処分庁の主張

処分庁は、平成21年11月20日付け弁明書において、次のとおり主張する。

請求人は、収入状況についての資料を提出せず、また処分庁は可能な限り調査を行って要保護状態と確認できなかったのであり、申請を却下した理由はあいまいなものではなく処分は適法である。

(3) 原処分について

ア 保護申請時の助言指導に当たって、保護の実施機関は、前記(1)のイのとおり、保護の受給要件等について十分説明の上適切な指導を行うことが求められている。また、法第27条に基づく指導指示書には、指導指示に従わないときは、保護の変更、停止又は保護が廃止されることがある旨を記載することとされている（生活保護行政を適正に運営するための手引について（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）Ⅱの1

の(2)のウ)。これらのことからすると、保護申請時に保護の受給要件等に関する指導を行うに当たっては、指導に従っていないと判断される場合、申請を却下することもあり得ると説明した上で指導を行うことが必要であると解すべきである。

イ 審査庁が処分庁から提出を受けた資料によると、前記1の(2)のとおり、処分庁は、請求人から保護の申請を受けた後、同人に対して収支状況等を明らかにするよう説明している。しかし、指導に従って資料を提出しない場合、保護の決定においてどのように影響があるかについて説明したと認められる記載はない。なお、弁明書において、処分庁は、平成21年4月16日、請求人に対し、お供え金について客観的な挙証がないままでは保護の適用は難しい旨説明したと述べている。そうすると、保護の申請から同日までの間、請求人が、早急に収支状況の資料を提出しない場合、保護の申請が却下されることもあり得ると認識することは不可能であり、処分庁の指導は適切なものとはいえない。

ウ また、請求人が、処分庁の指導に対して、協力を拒むような態度を取っていた事実は見られない。

エ したがって、処分庁が、請求人に対し、平成21年4月16日になって初めて上記のとおり説明したのであれば、翌17日に、請求人からの回答を確認することなく、世帯の収入状況等の把握が困難として申請を却下した原処分は、不相当といわざるを得ない。

オ なお、収入状況等の調査に関しては、保護申請者がそれを拒み、協力が得られない場合に、法第28条の規定による申請の却下を検討することとされている(前記(1)のイ)のであって、原処分の理由にあるように、処分庁が請求人について「要保護状態と確認することができない」ことは、請求人が法第4条の趣旨に反していることを意味するわけではないので、申請を却下する理由とならず、この点においても原処分は不相当である。

よって、主文のとおり裁決する。

平成22年2月2日

北海道知事 高橋 はるみ

